

事 務 連 絡
令和 8 年 1 0 月 1 4 日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」の
正誤表の送付について

標記については、別添のとおり各都道府県宛て通知しましたので、御了知いた
ただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願いま
す。



(別記)

一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 国立大学病院長会議
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 全国公私病院連盟
一般社団法人 日本慢性期医療協会
社会福祉法人 恩賜財団済生会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
公益社団法人 日本助産師会
一般社団法人 日本精神科看護協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
全国厚生農業協同組合連合会
社会福祉法人 北海道社会事業協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
防衛省人事教育局衛生官
文部科学省高等教育局医学教育課
全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会

健康保険組合連合会

公立学校共済組合

日本私立学校振興・共済事業団

国立療養所松丘保養園

国立療養所東北新生園

国立療養所栗生楽泉園

国立療養所多磨全生園

国立駿河療養所

国立療養所長島愛生園

国立療養所邑久光明園

国立療養所大島青松園

国立療養所菊池恵楓園

国立療養所星塚敬愛園

国立療養所奄美和光園

国立療養所沖縄愛楽園

国立療養所宮古南静園

事 務 連 絡
令和8年10月14日

各都道府県衛生主管部（局） 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課

「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」の正誤表の送付について

令和8年9月30日付け医政地発 0930 第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長
通知「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」につきまして、一部
に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

(別紙)

○「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」(令和8年9月30日付け医政地発0930第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の
正誤表

正	誤
2. 外来機能報告 2-1 対象医療機関 ○ 外来機能報告の実施主体は、医療機関機能等報告対象病院等（病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものをいう。以下同じ。）であって外来医療を提供するものの管理者である。	2. 外来機能報告 2-1 対象医療機関 ○ 外来機能報告の実施主体は、医療機関機能等報告対象病院等（病院であって感染症病床及び結核病床以外の病床を有するもの又は診療所であって療養病床若しくは一般病床を有するものをいう。以下同じ。）であって外来医療を提供するものの管理者である。